

2017年8月10日

法務省再犯防止推進計画検討会

議 長 殿

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 松 村 恒 夫

顧 問 岡 村 勲

要 望 書

推進計画の策定に当たっては、被害者の立場を理解したうえで策定していただきたく要望いたします。

記

1. 再犯は裁判官の裁判過誤によって生ずることが多いですから、この点を念頭において推進計画を策定してください。

岡村の妻を殺害した加害者に対する一審判決は、死刑を求める遺族の訴えを斥けて無期懲役になりました。

その判決の4日後である1999年9月10日、3人の死刑執行が行われましたが、3件とも一度殺人事件を起こして無期懲役になり、出獄後に再び殺人を犯したケースで、しかもそのうち一つは、お礼参りによる犯行でした。

事件記録を見ていませんが、1回目の犯罪の遺族は、皆さん死刑判決を求めたに違いありません。

にも関わらず、裁判官は、被告人は改心している、再犯の虞はない、被害者は一人だなど、例文的な理屈をつけて無期懲役にしたのでしょうか。

その時、死刑判決を出しておけば、2回目の犠牲者は出ませんでした。医療過誤ならぬ「裁判過誤」で、司法、裁判所による殺人といってもよいでしょう。

手術中にガーゼや手術用具を体内に置き忘れ、数年後に患者

が死亡した場合には、担当医や病院長は、記者会見をして医療ミスを認め、公表し、関係者を処分し、遺族に謝罪し、補償します。

しかるに、裁判過誤によって殺人事件を引き起こした裁判官は、知らんぷりです。何の処分も受けず、謝罪もしません。退職金も満額いただきます。無責任、傲慢としか言いようがありません。

この点についての裁判官の真摯な反省がない限り、再犯は防げないと思いますから、貴検討会で十分検討してください。

2. 仮釈放は、刑務所長の申し出により、地方更生保護委員会が審理し、再犯の虞がないと認めたとき仮釈放を許します。

仮釈放中の殺人は、仮釈放させた刑務所長や地方更生保護委員会の「判断過誤」によって生じた犯罪で、裁判官の場合と同様の責任があるのですが、これらの人達は、反省も謝罪もせず責任も取りません。

この問題についても、貴委員会での検討をお願いします。

3. 被害者遺族は、お礼参りが恐ろしく、加害者がいつ仮釈放になるのか、どこに住むのか、心配で気の休まるときがありません。知らない人が家の前にいると、急いで家の中に逃げ込んだりしております。

この恐怖は、殺人被害者だけではなく、強盗、強姦、恐喝、傷害、暴力団による犯罪の被害者も同じです。

犯罪は、被害者家族を痛めつけ、家族関係をも壊してしまいます。

「外出をやめればよかった」「駅まで迎えに行けばよかった」などと自分や家族を責め続けます。そして、別居、離婚に至った例も少なくありません。

兄を殺人で失った弟は、恐怖のあまり、登校できなくなったりします。

被害者には、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律などによる経済的支援の制度はありますが、ドイツやイギリスのよ

うに手厚いものではなく、苦しい生活を強いられています。犯罪による後遺障害を持つ被害少年の親は「私が死んだらこの子の世話は誰がするのか。死んでも死にきれない」と悩み、全身に火傷を負わされた女性は、皮膚の痛みと、夏はあせも、冬は湿疹で不自由な生活を強いられているなど、精神的経済的被害は計り知れません。

以上述べたことは、被害者の抱く深刻な悩みの一端です。推進法1条は「国民の理解と協力を得つつ」と記載しておりますが、被害者も国民のひとりです。

被害者が理解を示すには以上に述べた被害者の抱かえる問題の解決が先決です。

この点も貴委員会で十分ご検討ください。

4. 再犯防止には、保護司の活動が欠かせませんが、近年保護司が老齢化し、かつ、なり手が少ないと聞いております。

「隗より始めよ」との成語がありますが、再犯防止に熱心な貴委員会の委員の方々には、是非とも保護司になり、再犯防止の先頭に立って下さるよう、願います。

5. 出所後の加害者の生活等に配慮することは、川に例えれば、川下の出来事です。川上では、10年前、20年前、30年前、いや昨日、今日も事件に怯え苦しんでいる被害者、遺族が現に存在することを念頭に置き、綺麗ごとではなく、しかも実効性のある再犯防止策を作成して頂きたくお願いいたします。

以 上